

訪 問 介 護 重 要 事 項 説 明 書

1. 提供するサービスについての相談窓口

電 話 （０９８２）７２－４６１１
担 当 寺 尾 豊 子

2. ご利用事業所の概要

①名称等

ご利用事業所の名称	株式会社サン・ルーム高千穂	
サービスの種類	訪問介護	
事業所の所在地	〒882-1101 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井3380番地1	
電話番号	（０９８２）７２－４６１１	
事業所番号	４５７２２００２３８	
管理者の氏名	寺尾 豊子	
通常の事業の実施地域	高千穂町 日之影町 五ヶ瀬町	

②営業日

営業日	年中無休 ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前８時３０分から午後５時００分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

③サービスの提供時間

	通常時間帯 8：00～18：00	早 朝 6：00～8：00	夜 間 18：00～22：00	深 夜 22：00～6：00	備 考
平 日	○	○	○	○	時間帯により 料金が異なります。
土・日・祭日	○	○	○	○	

④職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	
管理者	1名（兼務）	従業員の管理及び業務の管理
サービス提供 責任者	介護福祉士 2名 （うち1名兼務）	利用申し込みに関する調整 訪問介護員に対する技術指導 訪問介護計画の作成等
訪問介護員	介護福祉士 1名以上 ヘルパー 2級 1名以上	訪問介護サービス提供

3. サービス内容

	種 類	内 容	介護保 険適用
身 体 介 護	起床介助	早朝又は朝、起床及びこれに伴う着替えや整容の介助等を行います。	○
	就寝介助	夜間又は深夜、就寝のための着替えやおむつ着用等の介助等を行います。	○
	排泄介助	おむつ交換、失禁の世話、採尿器や差込便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は、見守り誘導等を行います。	○
	衣服の着脱	寝間着や日常着の着脱の介助を行います。	○
	整容介助	身繕いを整えることを介助します。整髪・美容・爪きり等が含まれます。	○
	清拭・洗髪	全身又は部分的に体を拭きます。 洗髪が含まれます。	○
	入浴・部分浴	浴室への誘導や見守り、入浴中の洗浄等を行います。足浴、手浴等を含みます。	○
	食事介助	食事の介助で、全介助、一部介助又は見守りを行います。配膳から片付けまで含まれます。	○
	体位交換	褥瘡の予防等のために1日何回か体位変換を行う際の介助を行います。	○
	服薬管理	医師の指示の下に服薬管理を行う場合の支援を行います。	○
	通院等介助	病院への通院、買い物等の外出の際に付き添います。車椅子での移動や歩行の介助を行います。	○
	その他		
生 活 援 助	調理	利用者のための食事の調理、配膳、食後の片付け、食品の管理を行います。	○
	洗濯	衣服の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロンがけのほか、ボタン付けや衣服のほつれの修繕等を行います。	○
	掃除・整理整頓	室内の掃除、ゴミ捨て、布団干し、日常生活用品の整理整頓等を行います。	○
	買い物	日用品や食料品など生活必需品の買い物をを行います。	○
	薬取り	病院への薬取りを行います。	○
	連絡等	役所等への事務的な手続き（連絡等）を行います。	○
	その他		

※サービスを提供する上で、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの等であって、利用者と訪問介護員等がともに日常生活に関する動作を行うことが、機能や能力また生活の質の向上の観点から、利用者の自立支援・重度化防止に資するものとしてケアプランに位置付けられた場合は、サービス内容が生活援助に位置する場合であっても身体介護として位置付けられることがあります。

4. 利用料等

①利用料金

介護保険が適用される場合は、基本料金（料金表）の一部負担（負担割合は各個人の「介護保険負担割合証」によるものとする）が利用者負担金となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料は全額利用者負担となります。

サービス種類	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分～ 1 時間	1 時間以上
身体介護	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円 (※30 分を増す毎に 820 円を追加)
サービス種類	20 分以上 45 分未満	45 分以上 70 分未満		
生活援助	1,790 円	2,200 円		

【料金表—基本料金・昼間—】

- ※ 基本料金に対して、早朝・夜間帯は 25%増し、深夜帯は、50%増しとなります。
- ※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画に定められた目安の時間帯を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、かつ、利用者様の同意を得て、2 人で訪問介護を提供した場合は、2 人分の料金となります。
- ※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合は、一旦基本料金の全額をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を後日、行政の窓口に提出しますと、支払額の所定割合を受けることができます。

②加算と減算

- ・初回加算 200 単位 …訪問介護を利用開始する前に訪問介護計画を策定し、利用する初月にサービス提供責任者が 1 回の訪問をした際に、月 1 回を限度に算定。
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)…ひと月の介護保険所定単位数に 22.4%を乗じた単位数。
- ・緊急時訪問介護加算 100 単位 …利用者又はその家族等からの要請に基づき、かつ介護支援専門員が必要と認めた場合に、計画以外で緊急に訪問を行った場合に算定。
- ・同一建物減算…事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に対して訪問介護を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定

※ 加算額等の変更があった際には、その都度説明を行います。

③交通費

サービスを提供する実施地域にお住まいの方は徴収しませんが、通常の実施地域を超えて行う訪問介護に要した交通費は、事業所から 1 キロメートルにつき 20 円を徴収する。（自動車を使用した場合）

④その他の費用

利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の 利用、また、買い物に要する費用に関しては利用者様のご負担になります。

⑤キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

⑥支払方法

① 利用料、利用者負担額の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに渡します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	口座引き落としの場合、毎月 20 日にご指定の金融機関の口座から引き落としになります。 ※口座振替に時間がかかる為、引落日に間に合わない事があります。初回のみ 2 ヶ月分まとめて引落になる場合もありますので了承ください。

5. 解約等

やむを得ない事情がある場合、1 ヶ月間の予告期間をおいて、この契約を解約することができます。利用者様は、1 週間の予告期間をもって解約の申し入れをし、解約する事ができます。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の悪化、又は事故が発生した場合は、事前の打ち合わせにより。医師、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な処置を講ずるものとします。

主治医	所属医療機関名称	
	利用者の主治医	
	所在地および電話番号	TEL
緊急連絡先	①氏名(続柄)	続柄
	電話番号	自宅 TEL
		携帯電話
	②氏名(続柄)	続柄
	電話番号	自宅 TEL
		携帯電話

7. 事故発生時の対応

- ① 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者の係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

保険者	市 町 村 名	高千穂町
	担 当 部 ・ 課 名	高千穂町保健福祉センターげんき荘 介護保険係
	電 話 番 号	(0982) 73-1717
保険者	市 町 村 名	五ヶ瀬町
	担 当 部 ・ 課 名	五ヶ瀬町役場 福祉課 介護高齢者グループ
	電 話 番 号	(0982) 82-1702
保険者	市 町 村 名	日之影町
	担 当 部 ・ 課 名	日之影町保健福祉センター 介護保険係
	電 話 番 号	(0982) 87-2306

- ② 利用者に対する介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償責任保険自動車保険	保険会社名	株式会社 KRC 延岡支社
---------------	-------	---------------

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	工藤 千鶴
-------------	-------

- 2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 4) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- 5) 虐待防止のための研修を定期的に実施します。

9. 身体拘束について

- ① 事業所は、身体拘束等の適正化の指針を整備します。
- ② 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていく為の取り組みを積極的に行います。
- 1 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- 2 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

3 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

③ 身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います

10. サービス内容に関する苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

① 始めに、苦情、相談の窓口担当者が、苦情、相談を受け付け、その内容を聴き問題点を把握し、その段階で解決できると判断されるものは、その場で解決する

② ①の窓口担当者の判断では、解決できない場合は、処理を保留し、管理者及び苦情、相談の対象となっている部署の責任者と協議し解決する。

③ ②で解決できない場合は、保険者の立会いのもと、利用者との話し合いを行い解決する。

④ ③で解決できないものは、当該利用者に国民健康保険団体連合会への申し立ができる旨を伝え、当該係争事案の概要を県当局に伝えその指示を仰ぐものとする。

(2) 相談・苦情窓口

【事業者の窓口】 株式会社サン・ルーム 高千穂	担当者： 寺尾豊子（管理者） 電話番号：0982-72-4611 ファックス番号：0982-72-4612 受付時間：8時30分～17時30分（月～金） ※上記以外は電話転送により対応
【市町村（保険者）の窓口】 高千穂町	名称：高千穂町保健福祉センターげんき荘介護保険係 電話番号：0982-73-1717 ファックス番号：0982-73-1707
【市町村（保険者）の窓口】 五ヶ瀬町	名称：五ヶ瀬町役場福祉課 介護高齢者グループ 電話番号：0982-82-1702 ファックス番号：0982-82-1722
【市町村（保険者）の窓口】 日之影町	名称：日之影町保健センター介護保険係 電話番号：0982-87-2306 ファックス番号：0982-87-7543
【公的団体の窓口】 宮崎県国民健康保険 団体連合会介護保険事務局	所在地： 宮崎県宮崎市下原231番地1号 電話番号： 0985-35-5111 受付時間： 8：30～17：00（月～金）

(3) 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ ☐ 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

11. 非常災害対策

- ① 災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
 - ・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
 - ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
 - ・大地震等の自然災害等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。
- ③ 定期的に避難、その他必要な訓練を行います。
 - ・消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者および利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

12. 衛生管理と感染症等

- ① 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ④ 感染対策の指針を整備します。
- ⑤ 感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
- ⑥ 感染症が流行する時期等を起案して必要に応じテレビ電話装置等を活用しサービス担当者会議等を行います。
- ⑦ 厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。
- ⑧ 感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

13. ハラスメント防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置などを講じます。

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 3380-1
名 称 株式会社サン・ルーム 高千穂

説明者 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 西臼杵郡

氏 名 _____

(代理人) 住 所 西臼杵郡

氏 名 _____